

蒲郡市東港地区まちづくりビジョン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 東港地区におけるまちづくりのビジョン（以下「東港地区まちづくりビジョン」という。）を策定するため、蒲郡市東港地区まちづくりビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「東港地区」とは、蒲郡駅周辺、竹島ふ頭、竹島ふ頭緑地、東港埋立地及び竹島周辺の地域をいう。

(所管事務)

第3条 委員会は、東港地区まちづくりビジョンの策定に関する検討事項その他必要な事項について協議するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した者16人をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等の代表者又はその指名する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、当該委員の委嘱の日から東港地区まちづくりビジョン策定の日までとする。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。た

だし、委員が代理人にその権限を委任した場合には、代理人を出席委員とみなす。

- 3 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより円滑な議事運営に支障が生じると認められる内容については、非公開で行うものとする。

(幹事会)

第8条 委員会に、東港地区まちづくりビジョンの策定に関する検討事項に係る内容等の調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる課又は公所の長をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は東港地区開発推進室長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の経過及び結果を委員会に報告する。

(作業部会)

第9条 委員会に、東港地区まちづくりビジョンの策定に関する検討事項について調査研究するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表に掲げる課又は公所の長の推薦により、その所属する職員をもって構成する。

(事務局)

第10条 委員会、幹事会及び作業部会の事務局は、建設部東港地区開発推進室に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月29日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、東港地区まちづくりビジョン策定の日限り、その効力を失う。

別表（第8条、第9条関係）

（幹事会及び作業部会）

企画政策課
協働まちづくり課
公共施設マネジメント課
観光商工課
土木港湾課
東港地区開発推進室
都市計画課
庶務課
生涯学習課
生命の海科学館
博物館